


所管部課	企画財政部 行政管理課	部長	並木 俊則			
件名	東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市手数料条例				
	部課機関	市民部市民課、課税課				
<p>1. 要旨</p> <p>平成27年第4回市議会定例会に「東大和市手数料条例の一部を改正する条例」を議案提出し、可決されたことに伴い、「東大和市手数料条例施行規則」の一部改正を行うものである。</p> <p>2. 主な改正内容</p> <p>コンビニエンスストアにおける多機能端末機による証明書等の交付請求の方法については、従前の書面によるものと異なるため、「多機能端末機による証明書の交付請求については、市長が別に定める方法によるものとする」旨の条文を追加する。</p> <p>3. 施行日</p> <p>平成28年2月22日</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>多機能端末機による証明書等の交付請求については、別途制定する「東大和市多機能端末機による証明書等の発行に関する規則」において詳細事項を定める。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。